

飯南町商工会だより

ごあいさつ



飯南町商工会 会長 森島 功武

皆さんこんにちは、会長の森島です。

平素より、商工会の事業に対しまして、格別のご理解ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと熊本地震、鳥取中部地震、台風12号、13号、18号等々自然災害の多い年であります。被災された皆様に慎んでお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

また、地域経済の業況は、ここ数年緩やかに改善していると言われていますが、業種によっては消費の低迷や人口減、人手不足等により小売業や建設業は厳しい経営環境が続いております。

商工会では経営改善普及事業の一環として県の補助事業や小規模事業者持続化補助金事業、ものづくり補助金等、企業に寄り添った支援活動に力を入れ、会員の皆様方のニーズにスピード感を持って対応していきます。

新年度は支援センターも完成し6月には入居を予定しており合併10周年の節目に花を添えたいと思います。結びになりますが、会員の皆様方の益々のご健勝とご発展をお祈りし、ご挨拶と致します。

飯南町商工会役員名簿

区分	氏名	所属委員会
会長	森島 功武	総務委員
副会長	明見 榮次	事業委員
//	岸 光研	指導委員
筆頭理事	中山 茂樹	総務委員長
理事	橋 村 重美	総務委員
//	難波 恭二	指導委員副
//	日高 健一	総務委員
//	後藤 幹司	事業委員
//	信高 聖司	事業委員
//	長谷川 城昭	総務委員

区分	氏名	所属委員会
//	塩田 昭弘	事業委員長
//	小原 彰	事業委員
//	多久 悟史	事業委員副
//	中山 拓司	事業委員
//	三島 三恵子	総務委員副
//	熊本 節子	指導委員
監事	石川 康弘	指導委員長
//	田部 高久	事業委員
顧問	後藤 英夫	

お知らせ

平成29年度 第11回通常総会 合併10周年記念式典・祝賀会

期日：平成29年5月19日（金） 場所：やまなみ

※詳細は追って皆様にご連絡いたします。たくさんの皆様のご出席をお待ちしております。

小規模企業共済制度

大きな効果がある節税方法を知っていますか？

経営者や個人事業主であれば、節税の方法について検討したことがあるのではないでしょうか？節税のために、不要なものを購入したり、利益を翌年以降に先延ばしするような方法では、効果のある節税にはなりません。

個人事業主や共同経営者、小規模企業にとって効果のある節税、それも大きな効果の出る節税方法について、すぐには思いつかないかもしれません、実は節税しながら将来の生活資金を確保できる国の制度があります。

それは「小規模企業共済」という制度です。この制度では掛金を払い込んだ分だけ節税することができ、払い込んだ掛金は事業を廃業されたときなどに退職金として受け取ることができます。まさに、個人事業主や共同経営者、小規模企業の役員の方のための退職金共済制度といえます。

「小規模企業共済」のダブルの節税効果

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営している「小規模企業共済」の魅力は、掛け金を払い込むときと共済金を受け取るときの両方で節税効果を得られることです。

掛け金を払い込むときの 節税効果

払い込んだ掛け金は、全額が所得控除の対象となります。掛け金は月額1,000円から7万円の範囲（500円単位）で自由に設定でき、仮に最大の7万円の場合は、年間84万円の所得控除が受けられます。

共済金を受け取るときの 節税効果

共済金を一括で受け取る場合には退職所得扱いに、分割で受け取る場合には公的年金等の雑所得扱いとなり、受け取るときも退職所得控除などのメリットがあります。

このように、「小規模企業共済」には、掛け金を払い込むときと共済金を受け取るときに節税のメリットがあります。個人事業主や共同経営者、小規模企業の役員の皆さん、是非、賢い節税対策を検討してみてはいかがでしょうか。

島根で働く
すべての方へ

確認しましょう！

パートやアルバイトなどの雇用形態にも適用されます！

最低賃金

島根県最低賃金	時間額	引上額	効力発生日
特定最低賃金 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	718円	22円	28.10.1
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	836円	23円	28.11.30
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	820円	22円	28.12.22
自動車・同附属品製造業	756円	21円	28.12.25
百貨店、総合スーパー	812円	21円	28.12.10
自動車(新車)小売業	748円	19円	28.12.24
自動車(新車)小売業	790円	22円	28.12.16

下記のとおり異動がありましたのでお知らせいたします。

【退職】平成29年3月31日付 【採用】

阿川 友子（指導職員）
藤原 さくら（一般職員）
平成29年3月1日付 景山 聰子（嘱託職員）
平成29年4月1日付 斎藤 悅子（指導職員）



人事
異動

飯南町商工会 本所
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名877-1
TEL (0854) 76-2118

支援センター
〒690-3207 島根県飯石郡飯南町頓原 2212-3
TEL (0854) 72-0907



青年部活動

平成28年6月13日土曜日、当会青年部が主催し雲南ブロック商工会青年部研修大会をやまなみで行いました。株式会社地域事業再生パートナーズ代表取締役今若明氏による基調講演、一市二町の首長をお招きし各地区青年部長と「トップリーダーと中山間の明日を考え」と題してパネルディスカッションを行いました。中山間地の諸課題を抱える各市町と我々青年部がどのように協力し、また何を求められているのか、また青年部とともに意見交換会を行い大変有意義な研修大会となりました。ご協力いただきました皆様方に心より御礼申し上げます。

- 5月11日水・島根県商工会女性部連合会通常総会並びに指導者研修会
- 5月15日回・ばたんまつり2016 in 飯南
- 6月3日金・赤来地区奉仕活動
- 6月19日回・通常総会
- 7月30日回・どんばらふる里夏祭り
- 9月13日火・14日水・中国・四国ブロック商工会女性部交流会
- 10月4日火・経営セミナー
- 10月22日土・中山間フェアinいきのこの焼き込みご飯、きのこ



女性部活動

飯南町商工会女性部の今年度の活動について紹介させていただきます。

- 平成29年1月7日土・頓原地区とんど祭り
- 12月4日回・料理教室
- 飯南市にて開催! 暑い中のテント販売は完売!
- 雲南省にて開催! 祭り
- 新たな1年のスタート!
- 地域支援員さんと共に!
- テント販売及びよさこいまつりの協力!



事業承継新事業活動支援助成金公募のご案内

1 体制整備型

公募開始日から10年後までの間に事業承継を行う予定の事業者等

2 経営革新型

公募開始日の2年前から10年後までの間に事業承継を行った事業者、または行う予定の事業者等が要件です。

【対象事業】

事業承認計画策定・実施事業、新商品新役務開発・収益力強化事業、販路開拓事業、人材育成事業

【助成率】

対象経費の2分の1以内（ただし、経営革新型のうち経営革新計画承認事業は3分の2以内）。

【上限額】

1事業区分当たり100万円、総額300万円（ただし、経営革新計画承認事業は総額400万円以内）

【公募期間】

平成29年2月15日（水）から平成29年4月6日（木）まで

公募要領、様式等必要書類は島根県商工労働部中小企業課ホームページからダウンロードできます。

☆問い合わせ先：商工会（星野・安食）

視 | 察 | 研 | 修 |

2月14日（火）から2日間の日程で、事業委員会と指導委員会の皆様の計画で、愛知県名古屋市及び豊川市へ視察研修へ出かけきました。

現在、飯南町にはスタンプ会・カード会の2つが存在しており、数年前から統合に向けた協議が行われています。

その中で今年に入り、国ではマイナンバーカードの普及策で、新たにポイントカードとしての活用案が浮上していることから最近のカード事業状況に併せ当町でのマイナンバーカードの活用の可否について視察を行いました。

朝6:30に頓原を出発、途中昼食休憩をはさみ名古屋に到着は15:00でした…

まず、株式会社シンプライズ 代表取締役社長小田憲吾様に「地域カード勉強会」を行っていただきました。



接触IC、非接触IC、使い捨てカードの長所や短所、導入事例をご説明頂くと共にマイナンバーカードについては、現時点の活用は時期尚早との判断をせざる負えない内容でした。



2日目は、豊川稲荷で有名な豊川市へ1時間かけて移動し、豊川カード事業協同組合理事長丸山恭司様から「JANカード導入によるカード事業の取組」についてお話を頂きました。こちらの組合様ではシンプライズ様のシステムを導入し、全国でもいち早くICカードを利用したポイントカード事業を行っておられます。町村合併による理事長様を始めとする役員の方々のご苦労や、会員の皆様と利用者の方々、地域に喜ばれるイベント手法等についてお聞きしました。

最後の意見交換では活発な意見が飛び交い、あっという間の視察時間となりました。

視察終了後、商店街を抜けて豊川稲荷へ全員で参拝しました。

全行程を終了し帰路につき、22時前に飯南町に到着しました。

今回の視察を委員会の皆様で振り返り、今後の方針について協議される予定です。

参加された皆様、大変お疲れ様でした。



商工会は、サイバーセキュリティの相談窓口です！

情報セキュリティ対策はビジネス上も個人も今や必須となっています。

①知っていますか？情報漏えい事案の50%は紙媒体です

●机の上に放置した重要情報は誰かが持ち去ったり覗き見られたり危険にさらされています。不用意に放置せず、管理・保護しましょう。

●第三者が機密情報を扱うエリアに入れないよう対策をとりましょう。

●機密情報に関する旧文書や保管期限が過ぎた書類はシュレッダーにかけるなどし持ち去られることのないようにしましょう。

②金銭を狙ったサイバー攻撃に注意しましょう。

●ランサムウェア（身代金要求型）ウィルスアダルトサイトの閲覧やメールの添付ファイルを開封することで感染します。画面操作ができなくなり、身代金要求画面が表示されます。解除するための暗証番号取得に数万円を要求してきます。

●インターネットバンキング不正送金バンキングで必要となるパスワード、ソフトウェアキー、セキュリティトークン認証、トランザクション認証に対して、攻撃者がキーボードロガー（打刻記録）やスクリーンショット機能付きマルウェア（パソコンの画像を保存して攻撃者に送信）、自動送金機能付きマルウェアを使用して不正送金を行う手口が増加しています。

●対策

I. OS、ソフトウェアの更新は必ず行いましょう。

II. ウィルス対策ソフトの導入・更新を行いましょう。

III. メールの添付ファイル、リンクのURLを不用意に開けないようにしましょう。（添付ファイルの末尾がexe、scr、cpl等見慣れないものには特に注意）

IV. 定期的なバックアップをとり、その際は完全なオフラインで行いましょう。